

国民健康保険智頭病院 面会規程

（目的）

第 1 条 この規程は国民健康保険智頭病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

（面会時間）

第 2 条 面会することができる時間は、午後 2 時～午後 7 時（最終受付午後 6 時 4 5 分）※土日祝日含むとし、面会時間は 1 組 15 分までとする。ただし、急を要する場合等であって、担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

（面会場所）

第 3 条 入院患者の病室、又は病院の定める場所とする。

（面会人数）

第 4 条 1 回の面会につき原則 2 名までとする。

2 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

（面会受付）

第 5 条 面会者は下記の窓口に設置した面会票を記載し、風邪症状等の聞き取りを受けた後、面会者証を着用し、病棟スタッフに声をかけてから面会を開始する。

平日 午後 1 時～午後 5 時 智頭病院 1 階総合受付

平日 午後 5 時～午後 6 時 4 5 分 時間外受付

土日祝日 午後 1 時～午後 6 時 4 5 分 時間外受付

（面会の条件）

第 6 条 面会者は不織布マスクを装着し、各階エレベーター前設置の消毒液で手指消毒を行う。

2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこと。

3 面会中は、マスクを着用とする。

4 面会者は中学生以上とする。ただし、担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の治療・検査が優先される事をあらかじめ了承すること。
- (2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (3) 酒気を帯びて面会してはならない。
- (4) 面会者が病棟・病室で飲食をしてはならない。また、患者へ飲食物の差し入れをしないこと。
ただし、担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。
- (5) 敷地内(建物内はもとより駐車場(車内も同様)を含む)全面禁煙である事をあらかじめ了承すること。なお、電子タバコについてもタバコと同様の扱いとする。
- (6) 見舞金の持ち込みをしないこと。

2 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第8条 病院は次に掲げる事項に該当する場合は、面会の制限(中止を含む)を検討・実施する。

- (1) 病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- (2) 周辺地域における感染症等の発生状況により、面会制限が必要であると病院が判断した場合。
- (3) 患者またはその家族等から制限の申し出があり、病院が相当と認めた場合。

2 制限を実施する場合には、病院は患者、家族等面会者に周知を行う。

なお制限実施時には制限内容に合わせた面会案内を作成する。

3 制限の解除については病院において総合的に判断する。

4 上記(1)(2)による面会制限下においても、担当医師が相当と認める時は面会をすることができる。

(周知方法)

第10条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

(1) 入院時の説明

(2) 院内掲示

(3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する。